

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)における第 1 号事業の請求(加算)以外に関する事項の変更について

介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号事業（介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス）提供事業所について、請求以外に関する変更のうち、次の事項について変更があった場合には、変更届の提出が必要です。

① 届出に必要な書類

- (1) 変更届【様式第 3 号の 3】
- (2) 記載事項（該当するサービスのもの）
 - ア（介護予防訪問介護相当サービスの場合）【付表 11-1】
 - イ（介護予防通所介護相当サービスの場合）【付表 11-2】
- (3) その他添付書類(変更する事項に応じて、下の表に掲げる書類を提出してください。)

変更する事項	添付書類
・ 事業所の名称	・ 運営規程
・ 事業所の所在地 ・ 事業所の建物の平面図	・ 平面図【参考様式 5】 ・ 変更後の事業所写真 ・ 運営規程 ・ 設備等利用一覧表【参考様式 7】 (設備・備品に変更がある場合に添付)
・ 事業所の設備の概要	・ 設備等利用一覧表【参考様式 7】
・ 申請者(法人)の名称 ・ 申請者(法人)の主たる事業所の所在地	・ 法人登記の履歴事項全部証明書
・ 代表者の氏名・生年月日・住所・職名	・ 誓約書【参考様式 12-2】 ・ 法人登記の履歴事項全部証明書
・ 登記事項証明書(当該事業に関するものに限る。)	・ 法人登記の履歴事項全部証明書
・ 事業所の管理者の氏名及び住所	・ 勤務表【参考様式 1】
・ 運営規程	
・ 利用定員の変更 ・ 職員の職種・員数・職務内容	・ 運営規程 ・ 勤務表【参考様式 1】 ・ 資格証の写し(資格要件のある従

	業者に変更があった場合) ・ 平面図【参考様式 5】(介護予防通所介護相当サービスの利用定員が増加した場合に添付)
・ 利用料金 ・ サービスの内容	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書
・ 営業日及び営業時間 (サービス提供時間)	・ 運営規程 ・ 勤務表【参考様式 1】
・ 運営の方針、事業の目的 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 緊急時における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ その他運営に関する留意事項	・ 運営規程 ・ 変更内容が確認できる書類
・ その他	・ 変更内容が確認できる書類

② 提出の期限と届出方法

原則として変更後 10 日以内に郵送又は直接窓口に持参により届け出てください。

事業所の所在地又は事業所の建物の平面図の変更については、原則、事前に現地確認を行い、設備基準を満たしているか確認を行います。が、沖縄県や事業所所在市町村（以下「沖縄県等」という。）より同基準の確認を受けている場合は、広域連合への変更届等の関係書類の提出と併せて、沖縄県等が確認を行ったことがわかる書類（沖縄県等の届出受理通知、変更届出書写し（受理印有）等）の添付いただいた場合は事前の現地確認は行いません。（介護予防通所介護相当サービスの場合のみ）

【郵送先】

〒904-0398

読谷村字^{ひじゃばし}比謝缸55 番地 比謝缸複合施設 2 階

沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係